

福岡地裁昭和五三年(行ウ)第一号、五六・三・三一判決

判 決

原 告 あげぼのタクシー有限会社

被 告 福岡県地方労働委員会

参加人 あげぼのタクシー労働組合

参加人 X1

参加人 X2

右当事者間の不当労働行為救済命令取消請求事件について、当裁判所は、次のとおり判決する。

(主文)

- 一 原告の請求を棄却する。
- 二 訴訟費用は原告の負担とする。

(事実)

第一 当事者の求めた裁判

一 原告

- 1 参加人あげぼのタクシー労働組合を申立人、原告を被申立人とする福岡労委昭和五一年(不)第二三号不当労働行為救済申立事件について、被告が昭和五二年一二月五日付でした別紙命令書記載の命令のうち、主文第一項及び第二項を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決。

二 被告

主文と同旨の判決。

第二 当事者の主張

一 請求原因

- 1 原告は、タクシー業を営む会社であり、参加人 X1、同 X2 は、いずれも運転手として原告に雇傭され、かつ、参加人あげぼのタクシー労働組合(以下「参加人組合」若しくは「組合」という。)に所属していたものであるが、原告は、昭和五一年六月二一日、業務妨害等の理由により参加人 X1 を出勤停止に付し(以下「本件出勤停止」という。)、さらに、同年八月二一日、参加人 X1、同 X2 をいずれも懲戒解雇した(以下「本件解雇」という。)。参加人組合は、本件出勤停止及び解雇が不当労働行為であるとして、原告を被申立人として被告に対し救済の申立をしたところ(福岡労委昭和五一年(不)第二三号事件)、被告は、昭和五二年一二月二〇日、別紙命令書記載のとおり命令(以下「本件命令」という。)を発し、同命令書の写は同月二一日原告に送達された。
- 2 しかし、本件命令には次のとおり事実の認定及び法律上の判断に重大な誤りがあるから、本件命令の主文第一、二項若しくは少くとも同第一項のうち金員の支払を命ずる部分は違法である。

(一) 参加人 X1 に対する出勤停止について

原告(以下「会社」ともいう。)の参加人 X1 に対する本件出勤停止は、勤

務時間中無断で営業車を離れた従業員に対し会社が就業規則に基づき休車届の提出を求めたところ、参加人 X1 が休車届の提出を求められた右従業員に休車届を提出しないよう執拗に強要して会社の業務を妨害し、会社と従業員間に維持されるべき秩序を破壊したことによりなされたものである。本件命令は、休車の届出をしなかった従業員の非については全く論じていないが、これは会社がタクシー営業の性格上右届出によって従業員の所在を把握し、業務遂行の円滑をはかっている実情を無視するものである。また、本件命令は、組合掲示板の記載や日報、タコグラフ等のチェックにより会社は従来から無届で勤務時間中に組合執行委員会が開かれていたことを知悉していたものと判断しているが、しかし、組合掲示板に書いてあるからといって会社が知悉しているとはいえず、また、タコグラフを毎日チェックしたとしてもその結果を組合役員相互の行動に結びつけて監視していたものではないから、会社としてはいつ組合執行委員会が開かれたかということや、それが無届のものかどうか等を知る由もないことである。

(二) 参加人 X1、同 X2 に対する懲戒解雇について

- (1) 昭和五一年八月七、八日の両日参加人 X1、同 X2 らが博多駅その他において会社を誹謗中傷するビラを配布したことについて、被告は、認定評価ともに判断を遺脱し、また、右参加人らが右ビラ配布の時点において執拗に会社の悪宣伝を継続していた事実も看過している。また、組合のピケにより就労を妨害された非組合員らが強行就労したことに関し、参加人 X1、同 X2 らが配布した前記ビラに非組合員らを暴力団まがいの連中と記載していたことから、右参加人らと非組合員との間に軋轢を生じたが、右軋轢の原因は右のような記載をしたビラを配布しかつ非組合員らに対する謝罪を拒否した右参加人らにあるのに、被告は、右原因について何ら触れるところがない。なお、被告は、運友会の X3 らに対する懲戒が一五日の出勤停止にとどまったことを右参加人らに対する本件解雇に相当の理由があるものと認められない一事由としているが、しかし、X3 らに対する懲戒が出勤停止にとどまったのは同人らの反省の結果によるものであり、反省の機会には組合員にも等しく与えたものである。さらに、被告は、会社が運友会に好意的態度を示し、あるいは運友会が会社と労働条件の交渉をしたとしているが、いずれも事実無根である。
- (2) 参加人 X1、同 X2 らが昭和五〇年六月上旬ころ会社所有の営業車の後部ガラス、車体等に塗料で落書したことについて、被告は、昭和五〇年一二月一八日労使間で締結作成された協定書において何ら右事実に言及されていないこと、右事実から懲戒まで一年以上を経過していることを理由に、懲戒事由として合理的理由があるものとはいえないとして否定的判断をしている。しかし、右協定は賃金に関するものであり、同協定に右落書の件を包含させることは賃金交渉を不成立に導くおそれがあったから、会社は落書に関する参加人らの責任追及を保留したものであり、また、懲戒事由発生から一年以上経過したからといって、懲戒不能とな

る合理的根拠もない。

(3) 参加人 X1、同 X2 が、日常の出勤態度、勤務状況が不良で、さらに積極的に会社の営業の妨害をしたことについて、被告は、解雇理由となし得る程度のものとは判断されないとするが、しかし、右参加人らが他の従業員に対し、運収をあげないよう指示強要した点については全く判断を遺脱している。

(4) 参加人 X1、同 X2 が、訴外 Y1 に対する傷害被告事件について故意に虚偽の証言をなし、会社の信用を傷つけ損害を与えたことについては、会社が右参加人らの偽証行為のみを問題としているのであれば被告のような認定もあり得ようが、しかし、会社は、右参加人らが意図的に虚偽の証言をなし、あたかも同参加人らの証言することが真実であるかのように宣伝して会社の信用を傷つけ損害を与えたこと、しかも、参加人らの右行為が Y1 の刑事事件に対する裁判所の判決後も継続し、昭和五一年八月に至ってもなお執拗に繰り返し行われたことを懲戒理由とするものである。

右のように、参加人 X1、同 X2 に対する右各懲戒が不当労働行為に該当するとの本件命令は、事実の認定及び評価を誤ったものであり、違法である。

(三) 本件命令の不明確性について

不当労働行為に関する労働委員会の救済命令は、行政訴訟を経ずに確定した場合及び緊急命令が発せられた場合には、使用者はその不履行につき過料に処せられ、また、救済命令が確定判決によって支持された場合、使用者がこれに従わないと刑罰が科されることとなっている。したがって、罪刑法定主義の趣旨よりして、救済命令の内容は、命令主文に明示された文言により明確不動なものでなければならない。

しかるに、本件命令は、その主文第一項において、「参加人 X1、同 X2 に対する各懲戒解雇処分を取り消し、原職に復帰させるとともにその間に受けるはずであった賃金相当額を支払わなければならない。」と命じているのであるが、労働委員会は司法機関ではないから、行為の法律上の効力に触れてその有効、無効あるいは取消を命ずる立場にはない。中には、「解雇処分を取り消せ」とは、「解雇がなかったと同様の取扱をせよ」との包括的命令であり、「原職に復帰させよ」、「バックペイをせよ」の二つはその例示に過ぎないとの見解をいうものがあるかもしれない。しかし、苟くも準司法機関とされる労働委員会である以上、その救済命令主文の文言もまた法律的な意味で使用されていると解すべきは当然であり、「解雇処分を取り消せ」との文言を右のように別個の意味に解することは許されない。本件命令の主文第一項の前記文言からは、原状回復として解雇がなかったと同様の取扱をするについてその具体的方法として、原職に復帰させること及びバックペイをすることを限定、明示したものと理解するのが通常である。本件命令が、すべて解雇がなかったものとして事実上取り扱えというのであれば、命令の文言自

体でそれを明確にすべきである。本件命令は、右のように通常人の理解においてその解釈が分れる可能性があり、禁止された行為と許容、放任された行為の区別について、明確に客観的、合理的な基準を与えていない違法が存する。

(四) 金銭支払を命ずる部分について

本件命令は、参加人 X1、同 X2 が、本件解雇直後である昭和五一年九月一日から訴外博多タクシー有限会社(以下「博多タクシー」という。)に運転手として雇傭され相当の収入を得ている事実を認定しているにもかかわらず、これを控除しないで賃金相当額の支払を命じている点において違法である。最高裁昭和五二年二月二三日大法廷判決によれば、中間収入の存在を認定しながらバックペイからの控除を不要とするについては特段の根拠が示されなければならないところ、本件命令は、「その勤務は欠勤者をまっけて就労するもので、通常の勤務者に比べて不安定な地位にあることが認められ、また、解雇期間中の生活費、不当労働行為救済申立に伴う諸費用及び企業外に排除された同人らの組合活動上の制約等のことを勘案して、両名の賃金遡及支払に関する救済措置は、それぞれ全額の支払を命ずることをもって相当と判断する。」としているが、しかし、これでは中間収入の控除を全く不要とする特段の理由を具体的に示したものとは言い難い。本件命令が右参加人らの昭和五一年九月の乗務について認定している一三回乗務は満勤であり、また、博多タクシーにおける雇傭は右参加人らが原告会社に復帰するまでの間保障されていたのであり、同参加人らが本件命令がいうような不安定な地位になかったことは明らかである。しかも、右参加人らが博多タクシーで取得している賃金は、解雇前原告会社で取得していた賃金を優に上回るものであり、また、右参加人らの得た中間収入は従前の労務と同様のタクシー運転により得られたものであるとともに、博多タクシーは右参加人らが所属する上部労組が管理運営する会社であるから、同会社での中間収入がより重い精神的、肉体的負担を伴うものでもない。以上のとおりであるから、本件解雇による右参加人らの打撃はきわめて軽少であり、したがって、組合活動意思に対する制約もごく軽微なものというべきである。さらに、本件命令がいう解雇期間中の生活費、不当労働行為救済申立に伴う諸費用、及び企業外に排除された参加人 X1、同 X2 の組合活動上の制約が、全額バックペイを命ずる根拠とはなり得ない。申立諸費用の内容、金額も不明のままその負担を使用者に帰せしめる結果を招来することは、救済命令を損害賠償にすりかえることとなり、不当労働行為救済制度の限度を超えるもので到底許されない。

3 よって、本件命令の主文第一、二項は違法であるから、その取消を求める。

二 請求原因に対する被告の答弁及び主張

1 請求原因 1 の事実は認める。

2 同 2 の(一)ないし(三)は争う。

3 同 2 の(四)のうち、被告が本件命令において、参加人 X1、同 X2 に中間収入のあったことを認定していること、原告が被告の判断として本件命令から引用す

る理由によって賃金の全額遡及支払を命じていることは認めるが、その余は争う。

原告の引用する最高裁判決は、労働委員会が不当労働行為たる解雇に対するバックペイ命令において中間収入控除の要否及びその金額を決定するに当り、被解雇者に対する侵害に基づく個人的被害を救済するという観点からだけでなく、あわせて組合活動一般に対する侵害の面をも考慮し、このような侵害状態を除去、是正して法の所期する正常な集团的労使関係秩序を回復、確保するという観点からも、決定されなければならない旨判示している。そして、その具体的処理は労働委員会に委ねられているのであり、かつ、右判決は、労働委員会の裁量権を尊重すべき旨をも判示しているのである。被告は、参加人 X1、同 X2 の再就職の経緯、仕事の実態、再就職先における処遇、生活の状況、解雇撤回のための努力に伴う時間や費用の消失、及び本件解雇により組合が受けた被害等を総合して検討したうえ、賃金の全額遡及支払を命じたものであり、本命令は労働委員会の合理的裁量の範囲内に属する。

4 被告が、本件命令において本件出勤停止及び本件解雇を不当労働行為と認定した理由は、別紙命令書記載のとおりであり、本件命令は適法である。

三 参加人らの主張

- 1 司法機関としての裁判所が労働委員会の救済命令を取り消すことができるのは、救済命令が違法ないし甚だしく不当であるという例外的な場合に限られるべきである。このような観点からみれば、本件命令が違法ないし甚だしく不当であるといえないことは明らかである。
- 2 不当労働行為は、使用者の悪質な意図に基づき行われるものであるから、その対象者及び組合に大きな打撃を与え、本質的には完全な原状回復は困難である。労働委員会の救済命令は、迅速かつ簡易な方法により、組合側当事者が使用者の不当労働行為によりこうむった打撃を可能な限り回復するために設けられた制度であるから、右のような不当労働行為の影響を総体として把握したうえで行われなければならない。本件の場合、職場での活動を基礎に維持されるべき団結権が、参加人 X1、同 X2 の解雇による職場からの放逐によって受けた打撃ははかりしれず、また、不安定な他職場に臨時的に雇傭された参加人 X1、同 X2 の心労もはかりしれないものがあり、本件解雇により参加人らは大きな打撃を受けた。これらのことを勘案すれば、全額バックペイを命じた本件命令は、至当なものである。

第三 証拠関係

一 原告

- 1 甲第一ないし第九号証を提出し、原告代表者 Y2 尋問の結果を援用。
- 2 乙号各証の成立はすべて認める。
- 3 丙第四ないし第六号証、同第一〇号証、同第一五号証の六、同第一六号証の一、五ないし一〇、同第一八、第一九号証の成立は不知、丙第一七号証の一、二のうち各 A と表示された部分の成立は認め、その余の部分の成立は不知、その余の丙号各証の成立は認める。

二 被告

- 1 乙第一号証の一ないし二を提出。
- 2 甲号各証の成立はすべて認める。

三 参加人ら

- 1 丙第一ないし第七号証、同第八号証の一ないし一〇、同第九ないし第一三号証、同第一四号証の一、二、同第一五号証の一ないし七、同第一六号証の一ないし一〇、同第一七号証の一、二、同第一八、第一九号証、同第二〇号証の一ないし四、同第二一号証の一ないし三を提出。
- 2 甲号各証の成立はすべて認める。

(理由)

- 一 請求原因 1 の事実は、当事者間に争いがない。
- 二 まず、本件出勤停止及び解雇の不当労働行為の成否につき検討する。
 - 1 組合の結成と参加人 X1、同 X2 の組合役員歴、成立に争いのない乙第一号証の七、八、丙第二一号証の一、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる丙第四号証によれば、昭和四四年以前原告会社内には、運転手の組織として福自交あけぼの分会と若葉会とがあったが、同年四月右両組織の構成員が合体して参加人組合が結成され、運転手のほぼ全員が同組合に加入したこと、参加人 X1 は、昭和四五年に同組合の執行委員代理、昭和四七年副執行委員長、昭和五〇年四月以降現在まで執行委員長の地位に、参加人 X2 は、昭和四四年四月以降現在まで書記長の地位にあり、本件解雇の相当以前から右参加人両名は、参加人組合の活動における中心的役割を果していたことが認められ、右認定に反する証拠はない。
 - 2 本件懲戒前における労使間の紛争
 - (一) Y1 に関する刑事事件の発生

成立に争いのない甲第一号証、同第三号証、乙第一号証の一四、丙第一三号証、前記乙第一号証の七、丙第四号証によれば、組合は、タクシー料金の改訂に伴う賃率の切下げの撤回を求めて、昭和四五年四月三〇日から翌五月一日にかけてストライキを行ったが、その際、当時の組合執行委員長であった訴外 X4 が、会社の車庫前から営業車を運転して出て行こうとする会社取締役兼総務部長訴外 Y1 を呼び止めようとして、同人の運転する営業車の窓枠を手でつかんだが、同人がそのまま車を進行させたため、X4 は、窓枠をつかんだまま数百メートル走行したこと、そのため、X4 や組合は、捜査機関に対し、Y1 を殺人未遂罪で告訴、告発し、同人が右行為につき傷害事件として福岡地方裁判所に起訴されたが、同裁判所は昭和五一年一月三〇日同人の行為を暴行罪と認定し罰金刑の判決を言渡し、その控訴審である福岡高等裁判所も昭和五二年二月三日控訴棄却の判決を言渡したこと、参加人 X1、同 X2 が右事件で証人として取調を受けたが、同人らの証言につき、一審裁判所は不合理、不自然な点があるとして、また、控訴裁判所は誇張、作為的な点がある等として採用しなかったことが認められ、これに反する証拠はない。
 - (二) 地労委への救済申立

前記乙第一号証の七、成立に争いのない丙第九号証、同第一一号証、同第二一号証の一、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる丙第一〇号証によれば、組合は、昭和四九年一月五日、会社が運転手を新規採用するに当り組合に加入しないよう指導しており、また、交通違反による罰金、反則金の会社負担部分、忘年会及び担当車両の割当等について組合員と非組合員とを差別して取り扱っているとして、被告委員会に救済の申立をしたこと、右問題については当事者間の交渉により、罰金、反則金の件につき金銭による解決がはかられたほか、会社から組合に対し同年三月六日付で、「一部について労務管理上誤解を招く点があったので、今後はそのようなことがないよう確約します。」と記載した確約書を交付したことが認められ、右認定に反する証拠はない。

(三) 営業車への書込闘争

前記甲第一号証、同第三号証、乙第一号証の八、成立に争いのない乙第一号証の一五、二〇、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる丙第六号証によれば、会社は、昭和五〇年春、タクシー料金の改訂に伴って賃率の切下げを提案し、労使の合意のないまま同年四月分賃金を会社提案の賃率により支給したこと、組合は、これに反対して数次にわたる時限ストライキを行うとともに、同年五月一七日から約一か月余の間闘争戦術として営業車への闘争スローガンの書込を行い、非組合員が乗務する営業車も含めてほとんど全車両に、窓ガラス部分にはペンキで、ボディ部分には水性塗料で「賃下げ反対」「ピンハネするな」等と書込んだこと、ボディ部分への書込を実施するに際しては、予め一定の濃度の水性塗料を使用すれば車体を傷つけることなく水洗のみで書込を消せることを確かめたうえ実施したこと、右書込が実施されていた期間中、会社では毎朝職制らがカミソリ、ガソリン、水等で右書込を消す作業をしていたこと、会社は組合に対し右車両への書込行為を止めるよう再三申し入れたが、参加人らはこれに応ぜず、同年六月二〇日頃会社から右行為の禁止を求める仮処分申請がなされるに及んで、組合も右書込戦術を中止したことが認められ、右認定に反する証拠はない。

(四) 運友会の結成

前記乙第一号証の八によれば、昭和五一年五月七日会社における非組合員たる乗務員二十数名(会社の全運転手の半数弱)により、「運友会」という名称の親睦団体が結成されたことが認められ、これに反する証拠はない。そして、後記3の(二)及び(三)で認定のように、その後運友会は組合と対立する動きをすることが多かった。

3 本件懲戒の経緯

(一) 本件出勤停止

前記甲第三号証、乙第一号証の八、一四、丙第四号証、同第一三号証及び成立に争いのない甲第四号証によれば、次の事実が認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

昭和五一年六月一日の昼間参加人 X1 方で組合執行委員会が開かれたが、

同執行委員会に出席した当時の組合副執行委員長訴外 X4、執行委員同 X5、同 X6 の三名は、同日乗務となっており、乗務を中断して執行委員会に出席したが、会社に対し休車の届出をしなかった(会社の就業規則では、就業時間中に業務上の必要によらず職場を離れる場合は上長の許可を必要とする旨定められている。)。一方、会社は、各営業車備付のタコグラフで右三名の乗務する営業車が三時間にわたり休車していることを知り、同月四日行われた会社と組合との団体交渉の席上、右点につき問いただすとともに右三名に休車届を提出させるよう求めた。その数日後の団体交渉の際、組合は、「従来執行委員会開催により休車する場合は会社に対する届出をしたことがなく、届出しなくてもよいとの慣行ができています。」旨主張して、会社の休車届提出の要求には応じられない旨答えた。その席上で会社は、「今回に限り組合名義による届出でもよい。」旨述べて重ねて休車届の提出方を求めたが、組合は、これも拒否した。その後会社は、執行委員会出席のため休車した前記三名の各組合役員に対し始末書を提出するよう求めたが、X6 がこれに応じたのみで、X4、X5 の両名は始末書の提出を拒否した。そのため、会社は、X4、X5 の始末書に代るものとして、組合執行委員長の参加人 X1 に対し、組合名義の始末書を提出するよう求めたが、同参加人は、前記労働慣行の存在を主張してこれを拒否した。会社は、参加人 X1 らが右のように会社の指示に従わなかったことに対する懲戒として、同月二日参加人 X1 を出勤停止四日間の、翌二日 X4、X5 を各出勤停止四日間の懲戒に付した。なお、従来組合執行委員会は昼の休憩時間や非番の日を利用して開催されることが多かったこともあって、執行委員会が長引いて正規に昼の休憩時間として認められた一時間を超えて休車している場合にも、会社はこれに気付かないまま見過ごしており、組合結成から昭和五一年六月までの間に執行委員会出席のための休車届が提出されたのは、昭和四六年及び昭和四九年に各一回あるだけで、参加人 X1 が執行委員長に就任して以降は、執行委員会出席のための休車届出がなされたことは全くなかった。また、組合は、同年七月八日行われた会社との団体交渉の際、今後は執行委員会出席のため休車する場合にも、休車届を提出する旨約した。

(二) 抗議ストとこれを巡る動き

前記乙第一号証の八、成立に争いのない甲第六ないし第八号証(但し、甲第八号証については一部)、乙第一号証の九、一〇、一五、二〇、丙第二一号証の一、二によれば、次の事実が認められる。

昭和五一年六月二日午前中参加人 X1 に対する出勤停止の懲戒がなされたことを知った組合員らの中には、会社に対する抗議のストライキを行えと主張する者もあった。参加人 X1 は、会社から電話で全自交福岡地連書記長訴外 X7 に相談したところ、同書記長からストライキは差し控え労働委員会への救済申立による解決をはかるべきであるとの指示を受けたため、その場にいた組合員にその旨伝え、さらに、今後の方策につき相談するため X7 の許に赴いた。参加人 X1 が同日夕刻会社に帰ったところ、同人不在の間に組

合員の間で同日及び翌二二日の各午後一時から二時間の時限ストライキを行うことが決められていた。右ストライキ実施の決定及びその組合員への周知方については、当時の組合執行委員訴外 X8 が積極的にこれを行っており、参加人 X2 は、右二日は非番であったため、同日午後 X8 から知らせを受けたという組合員から聞いてはじめて右ストライキがなされることを知った。同月二日、二二日の両日ともストライキ実施中に組合集会が開催されたが、二二日には会社が新たに X4、X5 の両名に対する出勤停止の懲戒をしたため、同日開催の組合集会には組合員二八名中二一名が出席し、右懲戒につき会社に抗議するためさらに翌二三日の始業時から四八時間のストライキを実施することが決定された。なお、右二二日の集会には、X8 は出席していなかった。

右四八時間ストライキに突入した二三日には、組合員及び支援の労組員が会社に詰めていた。一方、運友会々員は、当日乗務予定の者のほか非番の者の中にも会社から連絡を受けて出社する者もあり、同会員らは組合に対し、車庫内にある営業車の搬出を要求して組合員らと対峙し、暫く経って組合も運友会々員が乗務する営業車に限りその搬出を認める旨右会員らに伝えたが、同会員らはあくまで全車両の搬出を要求したため、組合員らと運友会々員らとの対立は険悪となり、遂に同日午後三時半ころ会社職制が先頭に立ちこれに運友会々員が加わって、組合員や支援労組員のピケを押しつけて強引に営業車全部を搬出した。

以上の事実が認められ、前記甲第八号証のうち右認定に反する部分はたやすく信用できず、他に右認定を動かすに足りる証拠はない。

(三) 本件解雇

前記甲第一号証、同第三、第四号証、同第八号証、乙第一号証の八、丙第四号証、成立に争いのない丙第二、第三号証によれば、次の事実が認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

組合は、前記出勤停止の懲戒に関する闘争資金を得るため、ビラを配布して他労組員にその実情を訴えてカンパを呼びかけることとし、前記執行委員の X8 が文案を起草してビラ五〇〇枚を作成し、組合員が昭和五一年八月七、八日の両日博多駅構内において、右ビラを同構内に入って来るタクシー運転手に配布した。ところが、右ビラの文中に運友会々員を指して、「暴力団まがいの連中」等の記載があったことから、同月一四日運友会々長訴外 X3 ら同会々員が組合役員に対して抗議し、ビラの撤回と謝罪文を書くよう要求したが、組合は、同夜執行委員会を開いて検討した結果、右ビラの記載は事実を述べているに過ぎないので運友会々員の要求に応ずる必要はないとの結論に達し、その旨 X3 らに伝えた。このため、X3 ら運友会々員数名が同月二一日まで連日組合役員に対しビラの撤回等を要求して同役員の乗務する営業車を取り囲んでその出庫を妨害したので、参加人 X1 は、同月一四日二時間四〇分、同月一六日一時間、同月一八日三時間三〇分、参加人 X2 は、同月一五日一時間、同月一八日三時間三〇分、同月二〇日二〇分それぞれ勤務に

従事することができなかった。会社は、同月二一日、参加人 X1 を、「①昭和五一年八月七、八日の両日博多駅その他において、不特定多数に対し事実上を反し会社を誹謗中傷するビラ多数を配布して会社の名誉、信用を害し、右ビラ配布を原因として従業員間に軋轢を生じさせ、同月一四日以降会社の就労命令に違反して就労しなかった。②昭和五〇年六月上旬頃会社所有営業車の後部窓ガラス、車体等に塗料で落書して毀損し、会社役員の中止命令に従わないのみか反抗的態度に出、また他の従業員の業務を防げた。③その他日常の出勤態度、勤務状況が不良であり、注意を受けても改めず、職務上の指示命令に不当に反抗して事実上の秩序をみだし、さらに積極的に会社の営業の妨害行為をした。④会社役員 Y1 に対する傷害被告事件について故意に虚偽の証言をなし、会社の信用を傷つけ損害を与えた。⑤昭和五一年六月二一日出勤停止四日の懲戒を受けたが、全く反省の態度がみられない。」との理由で、原告 X2 を右①ないし④の理由でそれぞれ懲戒解雇した。また、会社は、組合と運友会々員との間の前記紛議に関し右参加人らに対する懲戒解雇と同日の同月二一日に X8 執行委員を出勤停止三か月の、同月二二日 X5 執行委員を同じく出勤停止三か月の、同月二四日 X4 副執行委員長を出勤停止二か月の各懲戒に付するとともに、その頃運友会々員に対しても X3 会長を出勤停止三か月に、その他三名の同会員を出勤停止二か月に付したが、その後右運友会々員らには改悛の情がみられるとして同人らから詫び状を差入れさせたうえ一か月内外で右運友会々員に対する出勤停止を解いた。

4 本件解雇後の事情

前記甲第八号証、乙第一号証の二〇、成立に争いのない乙第一号証の一一によれば、次の事実が認められ、これに反する証拠はない。

本件解雇当時の組合執行部は、参加人 X1、同 X2 のほか、前記 X4 副執行委員長、X5、X8、X6(会計担当)の各執行委員で構成されていたが、右参加人兩名に対し本件解雇がなされたと同じころ、X4、X5、X8 の三名も出勤停止に付されたため、会社における組合活動は不能若しくはきわめて困難な状況になった。そして、本件解雇後二か月足らずの昭和五一年一〇月ころから、前記 X8 が主となって組合員に対し組合を解散しようとの働きかけがなされ、当初同人らは解散のための組合大会の開催を求めたが、右参加人らに強硬に反対されたためこれを断念し、同年十一月二九日 X8 及び X4 の兩名が参加人 X2 の許に兩名を含む組合員一二名の組合脱退届を持参した、本件解雇当時の組合員数は会社の全運転手五十数名の過半数を占める二七、八名であったが、昭和五一年末の時点では組合脱退や退社により組合員は約一〇名に減少し、さらに翌五二年末には参加人 X1、同 X2 のほか組合員はいなくなった。また、同年一月に前記 X8 は会社営業課長に登用された。

5 本件解雇事由の検討

(一) ビラ配布等(前記3の(三)記載の解雇事由①について)

原告は、前記3の(三)で判示の組合のビラ配布により会社の名誉、信用が害されたことを、参加人 X1、同 X2 に対する本件解雇事由の一つとしてい

る。しかし、前記判示のように右ビラは、懲戒の正当性を巡って会社と対立、闘争中の組合が、他会社のタクシー運転手に支援を訴えるために作成されたものであるから、その性質上その表現がある程度事実を誇張したり自己の正当性の一方的主張となりがちなることは否定できず、それもある程度やむを得ないことと考えられる。本件ビラが右のような性格のものであることは、ビラの体裁や記載内容から通常看取できることであるから、本件ビラを読む者においてもその記載内容を必ずしもすべて真実なものとして受け取るおそれはないというべきである。右事情に本件ビラ配布の直接の相手方がタクシー運転手に限定されていることを考え合わせると、本件ビラの配布により、解雇事由となるほどに会社の名誉、信用が害されたとするには、疑問が存する。現に本件ビラ配布後本件解雇までの間に、本件ビラが会社の名誉、信用を害するものとして、会社から組合や組合役員に対し抗議や注意がなされた形跡はない。

また、原告は、本件ビラの配布により従業員間に軋轢を生じさせ、欠務したことを解雇事由の一つとしている。しかし、前記判示のように、参加人 X1、同 X2 が八月一四日から同月二〇日までの間に欠務したのは、運友会々員らの業務妨害によるものであるところ、前記のような本件ビラの性格を考慮すると、運友会々員らが自らの名誉保持のため組合役員らに対し抗議すること自体はともかくとして、その抗議のため右参加人らの会社における業務遂行を妨害することにはいかなる正当性も見出し難い。しかも、前記甲第一号証、同第三、第四号証、丙第四号証によれば、会社は運友会々員らの右業務妨害に対して口頭による注意を与えたものの、それ以上に右妨害排除のための積極的措置をとらず、組合員らが警察に通報する等して右妨害を排除したことが認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

(二) 営業車への落書(前記解雇事由②)について

前記 2 の(三)で認定の昭和五〇年春組合が実施した営業車への書込闘争は、会社の車両を毀損し、かつ会社の中止命令に従わなかった点で違法なものといえる。しかし、右行為に関しては、次のような事情も認められる。即ち、前記認定のように、組合においてもボディ部分への書込を実施するに際しては、一定の濃度の水性塗料を使用すれば車体を傷つけることなく水洗のみで書込を消せることを確かめたうえで実施されており、回復不能な車両毀損がなされないようにとの配慮がなされている。また、前記乙第一号証の八、二〇、丙第四号証によれば、昭和五〇年の春闘に際しては、福岡市内の他の四、五社のタクシー会社労組においても、車体への闘争スローガン等の書込戦術がとられたが、いずれの会社においても右闘争を実施したことを理由として組合役員に対する懲戒がなされた形跡はなく、原告会社においても右闘争中止後本件解雇に至るまでの一年余の間、右闘争実施に関し組合役員の責任を問う態度を示したことはなかったことが認められ、これを覆すに足りる証拠はない。以上のような事情に照らして考えると、本件解雇以前会社には、右車体への書込闘争に関し組合役員を懲戒する意思はなかったと推認するの

が相当である。

(三) 勤務状況(前記解雇事由③)について

前記甲一号証、乙一号証の二〇、成立に争いのない甲二号証によれば、会社における参加人 X1、同 X2 の運収は平均より下位に属すること、会社職制らが右参加人らに対してもっと運収をあげるよう注意すると、同参加人らは、「足切り線(一か月の運収額がそれを下回る場合に歩合給の支給率が減少する金額)以下にならねばよい。」という趣旨のことを述べて運収の増加に非協力的態度を示すことが多かったこと、会社の朝の点呼(乗務前に運行管理者が運転者に面接して、その健康状態等を把握するとともに、運転上の注意を与えるもの)は、主に訴外 Y3、同 Y4 の両部長が行っていたが、同人らが差支えの場合にたまた前記 Y1 部長が行うことがあったが、同人らの点呼の際には右の参加人らは、Y1 にはその資格がないと言って抗議し同人らの点呼を拒否していたことが認められ、右認定を覆すに足りる証拠はない。

しかし、前記甲一号証、乙一号証の二〇によれば、本件解雇前会社には右参加人らより運収の少い者もあり、同参加人らが最低グループに属していたわけではないことが認められる。右認定に反する甲二号証、乙一号証の一七は前記証拠に照らしたやすく信用できない。また、Y1 の点呼を前記参加人らが拒否した点については、前記 1 の(一)に認定のような刑事事件の発生により、Y1 と組合との間には感情的対立関係があったことがうかがえ(前記甲一号証、乙一号証の一四によれば、刑事事件発生後暫く Y1 は組合員との接触のない職場に配置されていたことが認められる。)、右参加人らが Y1 の点呼に対して示した態度も右感情的対立に起因するものと推認できる。そして、前記認定のように、Y1 が点呼を担当するのは臨時的なものであり、右参加人らの点呼拒否により業務に格別の支障があった形跡はなく、本件解雇以前に会社において右参加人らの点呼拒否を問題として、懲戒や注意をした形跡もうかがえない。

さらに、会社は、参加人 X1、同 X2 が積極的に会社の営業の妨害行為をしたことを解雇事由の一つとしている。そして、前記甲第四号証、成立に争いのない甲第五号証によれば、昭和五一年五月二〇日ころ会社の運転手で非組合員の訴外 X9 が千早病院で客待ちをしていたところ、数名の組合員がその場に来て X9 に対し、同人が運収をあげ過ぎると抗議し今後他の運転手と同程度の水揚げにするよう要求したことが認められる。しかし、右甲第五号証(当庁昭和五二年(ワ)第八一号事件の X9 の証人調書)記載の X9 の証言自体、X9 に対する運収をあげ過ぎないようにとの右働きかけの際、右参加人らがその場に居合わせたのかどうかあいまいであり、前記乙一号証の一一を合わせ考えると、同参加人らが右働きかけをしたものとは認め難く、その他参加人らが業務阻害行為をしたことを認めるに足りる証拠はない。

(四) 偽証等(前記解雇事由④)について

前記 2 の(一)で判示のように、参加人 X1、同 X2 は、Y1 の刑事事件で証人として取調を受けたが、裁判所は同人らの証言にはいずれも不合理な点や

誇張等があると指摘して採用しなかったことが認められる。したがって、右参加人らの証言と客観的事実との間には齟齬があり、同人らの証言には誇張された部分があったことは推認できるが、しかし、右参加人らが右証言の際、その記憶に反しことさら虚偽の事実を述べたと認めるに足りる証拠はない。右参加人らが偽証罪で有罪とされたというのであればともかく、単に同参加人らが Y1 の行為につき誇張した証言をしたということのみでは、他に特段の事情のない限り会社の信用が害されたものと解することはできず、本件において、右特段の事情の存在はうかがえない。

原告は、参加人 X1、同 X2 が昭和五一年八月に至ってもなお執拗に同参加人らの証言することが真実であるかのように宣伝して会社の信用を傷つけた旨主張する。そして、前記甲第一号証、同第三号証によれば、前記 3 の(三)に判示の昭和五一年八月七、八日の両日組合が博多駅で配布したビラには、Y1 の暴行事件についての記載がなされていることが認められる。しかし、右ビラの記載は Y1 の X4 に対する暴行事件があったという点では虚偽の事実を記載しているわけではなく、かつ、前記甲第一号証、同第三号証によって認められる右ビラの記載内容に照らすと、右暴行事件に関するビラの記載は、同事件自体を他に流布、宣伝しようとするものではなく、会社の組合に対する措置の不当性を訴えるための一事情として記載されていることが認められる。以上のほか前記 5 の(一)に判示のような右ビラの性格及び配布の対象が限定されていること等を考え合わせると、右ビラの配布により会社の信用を傷つけたものとは認め難い。

(五) 本件出勤停止後の参加人 X1 の態度(前記解雇事由⑤)について

前記 3 の(一)で判示のように、組合結成から昭和五一年六月までの間に執行委員会出席のための休車届が提出されたのは僅か二回に過ぎず、参加人 X1 が執行委員長に就任して以降は、執行委員会出席のための休車届出がなされたことは全くなかったことに照らして考えると、参加人 X1 が、原告会社においては執行委員会出席の場合休車届は不要とする取扱がなされているものと認識していたとしても、ある程度無理からぬ事情があったということができよう。右事情に、前記認定のように昭和五一年七月八日の団体交渉の際、組合も今後は執行委員会出席のため休車する場合にも休車届を提出する旨約していること等を考え合わせると、出勤停止の懲戒後参加人 X1 に反省の態度がないとして就業規則の懲戒解雇条項を適用するのは相当性を欠く措置といわねばならない。

6 結論

以上判示の事情、殊に参加人組合結成以来の原告会社における労使関係は必ずしも円滑とはいえず、本件懲戒以前にも不当労働行為と疑われるような組合員に対する差別的取扱があったこと、昭和五一年五月運友会が結成されてからは、同会は組合と対立し会社を支援するような動きをすることが多く、また、本件解雇の約二か月後には X8 を中心として組合を解散ないし脱退しようとの働きかけがあり、その後同人は課長として登用されていることからすると、運友会の結成、

運営や組合の解散、脱退については何らかの会社の策動があったと推認するのが相当であること、さらに本件解雇事由が薄弱であること等を総合して判断すると、参加人 X1 に対する本件出勤停止及び参加人 X1、同 X2 に対する本件解雇は、いずれも被告が右参加人らの組合活動を嫌悪しこれを理由としてなされた労働組合法七条一号該当の不当労働行為と認めるのが相当である。もっとも、本件出勤停止については、会社が執行委員会出席のため無届で休車した組合役員に対し、休車届の提出を求めた措置自体は正当なものというべく、これを拒否した組合及び執行委員にも非が認められるが、しかし、前記判示のように、右を事由として執拗に始末書の提出を求め、同問題を契機として一連の組合弱体化がはかられていることに照らして考えると、本件出勤停止も参加人 X1 の組合活動を嫌悪しこれを規制することを決定的動機としてなされたものと認めるのが相当である。

三 次に、本件命令が不明確で違法との原告の主張につき判断する。

本件命令がその主文第一項において、「懲戒処分を取り消し」との用語を用いていることは、原告主張のとおりである。しかし、労働委員会による救済命令は行政機関による行政行為であるから、労働委員会が私法上の行為の取消を命ずることができないことは自明の理であり(労働委員会に私法上の行為についての取消権限のないことは、原告自ら強調するところである。)、かつ、救済命令は不当労働行為がなかったと同様の状態を回復することを主要な目的とするものである。右労働委員会の権限並びに「取り消し」のもつ通常の語意及び救済命令における慣用的用語例等に照らして考えると、本件命令における「懲戒解雇を取り消し」との文言が、「解雇がなかったと同様の状態を回復せよ」との趣旨で用いられていることは明らかというべきである。したがって、本件命令に原告主張の前記違法が存するものとは解し難い。

四 さらに、原告は、本件命令中バックペイを命じた部分が違法である旨主張するので、この点につき判断する。

被告は、本件命令において、参加人 X1、同 X2 が本件解雇直後である昭和五一年九月一日から博多タクシーに運転手として雇傭され、同年九月については三〇万円程度の運収をあげ、その四八パーセントに当る金額を賃金として得ている旨認定しながら、これを控除しないで賃金相当額全額の遡及支払(バックペイ)を命じていることは、原告主張のとおりである。そして、前記甲第三号証、乙第一号証の八、一一によれば、参加人 X1、同 X2 は昭和五一年九月一日から博多タクシーでタクシー運転手として稼働し、同月の運収は両名とも約三〇万円とその四八パーセントを賃金として支給を受けたこと、同賃金は右参加人らが本件解雇当時原告会社において支給を受けていた賃金額を上回るものであることが認められ、同参加人らはその後も本件命令当時まで右と同程度の賃金を得ていたものと推認され、これに反する証拠はない。したがって、本件解雇によって右参加人ら個人が受けた経済的被害の面からみると、その回復があったものといえる。

しかし、救済命令の内容は、不当労働行為によって労働者が受けた個人的被害を救済するという観点からのみではなく、当該不当労働行為が組合活動一般に対して与えた侵害の面をも考慮し、その侵害状態を除去、是正して正常な集团的労使関係

秩序を回復確保するという観点からも決定されなければならないのであり、解雇の救済の場合における中間収入の控除の要否及びその金額の決定も、右のような見地からなされることを必要とするものである。そして、右の点に関する労働委員会の決定は、それが救済命令制度の趣旨、目的に照らして是認される範囲を超え、または著しく不合理であって濫用にわたると認められるものでない限り、違法とはならないのである(最高裁判所昭和四五年(行ツ)第六〇号、同第六一号昭和五二年二月二三日大法廷判決・民集三一巻一号九三頁参照)。

そこで、本件解雇が原告会社における組合活動一般に対して与えた侵害の面についてみるに、前記判示のように、本件解雇当時参加人 X1 は執行委員長として、また参加人 X2 は書記長として、それぞれ参加人組合の活動における中心的役割を果たしていたところ、右参加人らに対する本件解雇と同時に執行委員三名に対して長期の出勤停止の懲戒がなされたこととあいまって、本件解雇後の会社における組合活動はきわめて困難となり、組合員の大量脱退、退社等により昭和五二年末には参加人 X1、同 X2 を除き組合員はいなくなったことが認められる。以上のとおり組合は壊滅的打撃を受けたものであるが、これは本件解雇により組合の中心的指導者が企業外に排除されるとともに、組合員の組合活動意思が萎縮し、組合活動一般に対して制約的効果が及んだことによるものとみるのが相当である。

右のように、本件解雇は原告会社における組合活動一般に対して侵害を与えたものというべく、本件の場合、その侵害の除去という観点から賃金相当額全額のバックペイを命ずることも、組合活動一般について生じた前記侵害の程度に照らし労働委員会の裁量権の合理的行使の範囲内にあるものというべく、本件バックペイ命令に裁量権行使の違法があるとはいえない。

五 よって、本件命令は適法であり、原告の本訴請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法八九条、九四条を適用して、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第五民事部